

岩手県告示第722号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第369号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市、陸前高田市、奥州市、東磐井郡藤沢町及び気仙郡住田町
- 2 実施した期間 平成21年4月1日から同年7月24日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点への標高取付水準測量）